

議案第63号

みやき町養護老人ホーム指定管理者の指定について

みやき町養護老人ホームの指定管理者を次のように指定したいので、議会の議決を求める。

1. 施設の名称 みやき町養護老人ホーム 南花園
2. 指定管理者の名称及び所在地
 社会福祉法人 みやき町社会福祉協議会
 佐賀県三養基郡みやき町大字東尾6436番地3
3. 指定の期間
 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

令和 3年12月 7日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、みやき町養護老人ホームの指定管理者を指定するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)及びみやき町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成23年条例第11号)第5条の規定により、議会の議決を求めるものである。

令和3年11月4日

みやき町長 岡 毅 様

みやき町指定管理候補者選定委員会

委員長 千代島 秀幸



みやき町養護老人ホーム南花園の指定管理候補者の
選定について（答申）

令和3年10月11日付み地包第651号で諮問された、社会福祉法人みやき町社会福祉協議会の指定管理者指定申請内容については、当委員会において慎重審議の結果、指定管理候補者として妥当な団体であると認めます。

み地包第651号
令和3年10月11日

みやき町指定管理候補者選定委員会
委員長 千代島 秀幸 様

みやき町長 岡



みやき町養護老人ホーム南花園の指定管理候補者の選定について（諮問）

みやき町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条の規定により、別紙のとおり申請がありましたので、同条例第4条の規定に基づき、みやき町養護老人ホーム南花園の指定管理候補者の選定について、諮問します。

様式第1号(第2条関係)

指定管理者指定申請書

令和3年9月17日

みやき町長 岡 毅 様

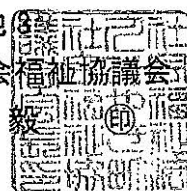
申請者

所在地 みやき町大字東尾 6436 番地

団体名 社会福祉法人 みやき町社会福祉協議会

代表者氏名 会長 岡

連絡先(電話) 0942-81-6161



みやき町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指定を受けたいので関係書類を添えて申請します。

施設の名称

養護老人ホーム 南花園

添付書類

- 1 事業計画書(様式第2号)及び収支予算書(様式第3号)
- 2 定款又は寄附行為の写し及び登記簿の謄本(法人以外の団体にあつては、会則等)
- 3 団体の経営状況等を説明する書類(前事業年度の貸借対照表等)
- 4 その他町長が必要と認める書類

様式第2号(第2条関係)

みやき町養護老人ホーム南花園に関する事業計画書			
		申請年月日 令和3年9月17日	
団体名	社会福祉法人 みやき町社会福祉協議会		
代表者名	会長 岡 毅	設立年月日	平成17年3月1日
団体所在地	佐賀県三養基郡みやき町大字東尾 6436 番地 3		
電話番号	0942-81-6161	FAX 番号	0942-81-6172
E-mail	info@miyaki-shakyo.jp		
現在管理運営している類似施設名	所在地	主な業務内容	管理運営開始年月
			開始
該当なし			終了
			開始
			終了
			開始
			終了
			開始
事業計画			
【管理運営を行なうに当たっての経営方針について】			
<p>(1)みやき町の高齢者や子どもたち、障がいのある人たちなど地域に暮らす人々が、地域を構成する一員として生活していくためには、町民みんなで話し合い、心を通わせ、共に助け合うことが大事である。特定の人が特定の人を支える関係ではなく、支え合う双方向の関係を築きその関係性を深めていくことが重要と認識し事業の展開を図る。</p> <p>(2)老人福祉法に規定される養護老人ホームとしての趣旨に従い、利用者の処遇に関する計画(「処遇計画」)に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるようにすることを目指す。</p> <p>(3)公の施設であることを念頭におき、措置施設として公平な利用となる管理運営に努めるとともに、利用者一人ひとりの尊厳を保持し、明るく快適な生活を営むことができるよう、日常生活上の自立支援に必要なサービスを提供し、利用者の生活力を高めるための支援を行う。また、本人の意思や家族の意見に配慮し、可能な限り健康で生きがいのある生活を送ることができるように、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って処遇を行うように努める。</p> <p>(4)市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者又はその他の保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努める。</p>			

(5) 全職員を対象とした会議・研修会をとおり情報共有するとともに、専門的意識向上につながるような取り組みを行う。

(6) 安定した施設経営を行うため、入所率の向上を目指し、各市町関係機関等と連携して、潜在する要措置者に働きかけていくとともに、見学受け入れなど積極的な情報公開を行う。

(7) 行事等の際、家族や地域のボランティア等の積極的な受け入れを行うことで、地域住民との交流を図り、開かれた施設づくりに一層の進展を図る。

【安全・安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取り組みについて】

1. 安全対策について

(1) 利用者の安全確保のためのマニュアルにより、十分な防災・安全対策を講ずるとともに、非常時における的確な対応ができるよう、関係機関との連携を強化する。

(2) 夜間及び土日祝祭日の施設保安管理を行うため、常時施設管理補助員を配置し、定期的に施設内外を巡回し、施錠確認、外部からの不法侵入者防止、施設利用者の無断外出防止に努め、利用者の安全の確保を図る。また、防犯カメラ及びセンサーを施設内外に設置し、入所者の事故等の早期発見に努める。

(3) 口腔ケアに努め、嚥下機能及び咀嚼機能の維持向上を図り、誤嚥や誤嚥性肺炎の予防に取り組む。

(4) 転倒による事故ゼロを目指し、リハビリ等での機能訓練を行い、身体機能の維持向上に努める。

2. 感染症対策について

(1) 正面玄関にサーモカメラを設置し、入所者及び入館者の体温測定を行い、感染症の外部からの持ち込みを防止する。

(2) 入所者に対し、毎日2回及び必要時は随時体温測定を行い、体調確認を行うとともに、マスク着用、手指消毒、うがいの励行により施設内感染等を防止する。

(3) 職員については、出勤前に自宅で検温を行うとともに、出勤時にも検温を行い、発熱(平熱より1℃以上高い)や風邪の症状が見られた場合は上司に報告し、出勤を自粛するとともに、比較的軽い風邪症状が継続するなどすれば病院にかかり、必要であれば鳥栖保健福祉事務所に連絡し指示に従う。

また、家庭内感染防止の為、家庭内で発熱者等が出た場合は同居家族から隔離する。

職員も必ずマスクを着用し、適宜手洗いとアルコールによる手指消毒を行い、不特定多数・不要不急のイベント等の職員の参加、また緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置対象地域への職員の往来は極力自粛する。

3. 生活環境の改善について

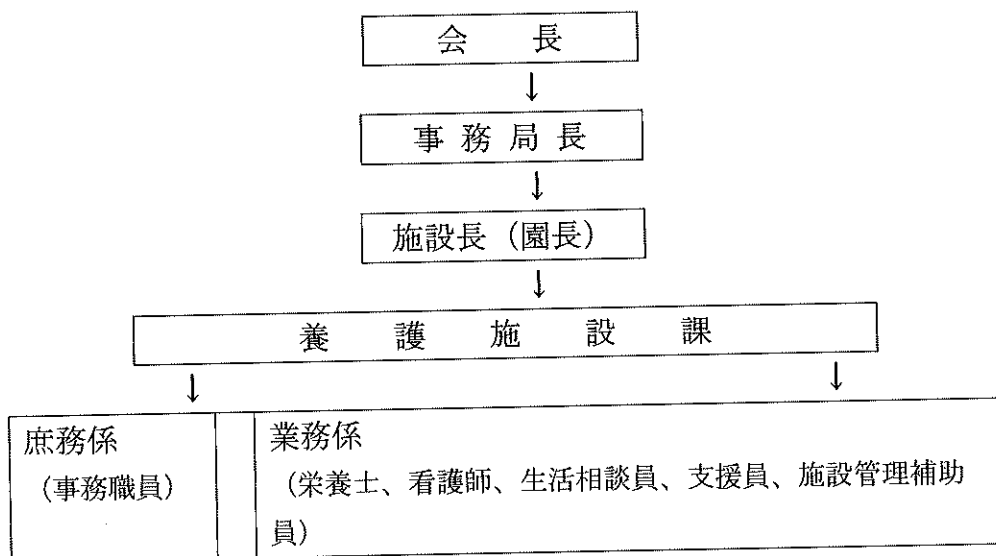
(1)利用者との意見交換の場として毎月入所者懇談会を開催し、苦情・要望等の早期発見など施設利用者の多様なニーズの把握を行うことにより、快適な生活環境の提供を目指す。

4. 職員研修について

(1)全職員を対象とした会議・研修等を行うことで情報を共有するとともに、福祉専門職としての意識向上を図る。

【施設の管理について】

1 職員の配置(指揮命令系統がわかる組織図を含む。)



2 職員の研修計画

- (1)全職員による職員会議及び部署毎の定例会を開催する。(各々毎月1回)
- (2)外部の職員研修への積極的な参加要請を行う。
- (3)感染症対策、食中毒対策及び介護に関する研修等を実施する。

3 経理

- (1)会計処理は、法令、社会福祉法人会計基準、本協議会の定款及び経理規程の定めにより、適切な経理事務を行う。
- (2)経理事務を務めるに当たっては、民間の「会計事務所」の指導を受けながら業務を遂行するとともに、本協議会の監事による内部監査、町監査委員による監査及び県の指導監査等を受けながら適切な事務処理を行う。

みやき町社会福祉協議会 組織図（南花園関係）

